

平成 26 年度事業再評価にかかる対応方針の決定について

平成 27 年 2 月 17 日

大 阪 市

〔 建設局
港湾局
都市整備局 〕

平成 26 年度事業再評価対象事業 10 件について、大阪市建設事業評価有識者会議における有識者の意見[※]を踏まえ、本市として次のとおり対応方針を決定したので、これを公表いたします。

※有識者の意見については、「平成 26 年度 大阪市建設事業評価（事業再評価）にかかる有識者の意見」としてとりまとめ、平成 27 年 1 月 16 日に公表しています。

記

第 1 対応方針の分類

対応方針の分類は次の 5 段階とした。

- ・事業継続（A）…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
- ・事業継続（B）…（Aより優先度は劣るものの）予算の範囲内で着実に継続実施するもの
- ・事業継続（C）…（A、Bより優先度が劣り）限定的な実施にとどまるもの
- ・事業休止（D）…複数年にわたって予算の執行を行わないもの
- ・事業中止（E）…事業を中止するもの

なお、事業継続(A)、(B)及び(C)並びに事業休止(D)は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」における「事業継続」に該当する。

第 2 再評価対象事業についての対応方針

■街路事業

事業番号 1 JR片町線・東西線連続立体交差事業（所管局：建設局）

- ・本事業は、3箇所踏切を除却し、道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るとともに、土地区画整理事業と連携して、一体的な都市基盤整備を図るものであり、機能的な道路ネットワークの充実とともに京橋駅周辺のまちづくりに必要不可欠な事業である。一方、多額の事業費が必要な連続立体交差事業では事業中の路線に重点的に取り組み、早期の事業効果の発現を目指していることから、都市計画決定が未了の本事業の実施については、事業中路線の進捗状況や周辺地区の開発等社会経済情勢を見極め、整備に向けた環境が整った時点で検討することとしており、前回評価時点からも事業が進捗していないため、「事業休止（D）」とする。
- ・なお、交通量の多い新喜多踏切の安全対策については引き続き検討していく。
- ・また、事業を再開する場合には、その妥当性について、あらためて大阪市建設事業評価有識者会議の意見を聴取する。

事業番号 2 新庄長柄線（菅原）整備事業（所管局：建設局）

- ・本路線の整備は、歌島豊里線及び淀川北岸線へのアクセス性の向上や歩行者等の安全・安心な通行空間の確保並びに緊急時の避難路等として必要な事業である。このため、本路線は、買取要望等により取得した箇所から沿道建物との接道部分を仮舗装するなど、既設道路の歩道とあわせた歩行者等の安全な通行空間の確保に努めている。
- ・しかしながら、街路事業では重点整備路線等の整備を優先的に実施しており、本路線についてはこれらに該当しないため、当面の間は買取要望に対応するための予算確保に努め事業を進めることとし、今後、重点整備路線等が完了していくことで、予算の確保も見込めるため、残る用地取得と道路整備を行い、事業効果の早期発現に努めることから「事業継続（C）」とする。
- ・今後も限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しいため、順次買取要望への対応等、限定的な事業実施とする。

事業番号 3 大和川北岸線（公園南矢田）整備事業（所管局：建設局）

- ・本路線の整備は、道路ネットワーク機能の強化や物流拠点である大阪港へのアクセス性の向上に必要な事業である。
- ・本路線は、用地取得の難航により事業が長期化していたが、用地取得のできた区間から道路整備を行い、一部区間を除いて道路として完成していることから事業効果は概ね発現しており、残りわずかな用地取得、整備工事を行うことで事業が完了する。また、年次計画どおりの予算確保並びに用地取得における関係者との合意形成が得られることで、完了予定年度での完成が見込めることから「事業継続（B）」とする。
- ・今後も予算の範囲内で着実な事業実施に努め、早期の完了をめざす。

事業番号 4 桜島東野田線（四貫島）整備事業（所管局：建設局）

- ・本路線の整備は、道路ネットワーク機能の強化が図られ、ユニバーサルスタジオ・ジャパン（USJ）といった大規模集客施設を核とする此花西部臨海地区へのアクセス性が向上するとともに緊急時の避難路等として必要な事業である。
- ・本路線は、用地取得の難航により事業が長期化していたが、買取要望等により取得した箇所から通路として暫定整備を行うとともに、既設道路には歩道を有していることから、歩行者の通行空間は一定確保している。また、区間の約 9 割の用地取得が完了しており、本整備が可能な箇所から工事着手するとともに、残る用地取得の目途も立っているので、年次計画どおりの予算が確保出来ることで、完了予定年度での完成が見込めることから「事業継続（B）」とする。
- ・今後も予算の範囲内で着実な事業実施に努め、早期の完了をめざす。

事業番号 5 東野田河堀口線（上本町）整備事業（所管局：建設局）

- ・本路線の整備は、都心東部の業務・住居機能が混在する地域における自動車・歩行者等の分離を行い、道路交通の円滑化と歩行者等の安全・安心な通行空間を確保するとともに緊急時の広域緊急交通路等として必要な事業である。このため、本路線は、買取要望等により取得した箇所から通路として暫定整備するなど、既設道路東側の歩道もあわせて歩行者等の安全な通行空間の確保に努めて

いる。

- ・しかしながら、街路事業では重点整備路線等の整備を優先的に実施しており、本路線についてはこれらに該当しないため、当面の間は買取要望に対応するための予算の確保に努め事業を進めるとし、今後、重点整備路線等が完了していくことで、予算の確保も見込めるため、残る用地取得と道路整備を行い、事業効果の早期発現に努めることから「事業継続（C）」とする。
- ・今後も限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しいため、順次買取要望への対応等、限定的な事業実施とする。

■住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業

事業番号 6 生野区南部地区整備事業（所管局：都市整備局）

- ・本事業は、本市の密集住宅市街地の中でも特に、防災面や住環境面で多くの課題を抱えていることから、局運営方針においても密集住宅市街地整備全体を牽引する役割を担うモデル事業として位置付けられ、住宅市街地総合整備事業の拠点開発型と密集住宅市街地整備型及び住宅地区改良事業の3つの事業手法による一体的な整備を実施している。
また、事業エリアが 98.5ha と大規模であり、優先地区全体(1300ha)に占める割合が高いこともあって、本モデル事業の実績や経験が密集住宅市街地全体の事業推進に大きく影響を及ぼすこととなることから、「事業継続（A）」とする。
- ・今後は、生野区役所と一体となり、まちづくり協議会と連携・協働して、権利者に対し粘り強い交渉を行いながら、用地取得を行い、道路・公園や受け皿住宅の整備を計画的に進め、より一層の事業展開を行い、それにより、平成 31 年度の事業完了を目指して重点的に実施していくものである。

事業番号 7 旭住宅地区改良事業（所管局：都市整備局）

- ・本事業は、密集住宅市街地内にある、不良住宅の自主建替が困難な地域において限定的に実施している事業であり、地区住民が健康で文化的な生活を営むことのできる、住環境の整備・居住水準の確保、地区周辺エリアも含めた防災力の向上を図るため必要な事業であることから「事業継続(B)」とする。
- ・今後は、平成 31 年度の事業収束をめざして、権利者に対し粘り強い交渉を行いながら、用地取得を進め、計画的な改良住宅の建設・施設整備を行っていく。

■区画整理事業

事業番号 8 淡路駅周辺地区土地区画整理事業（所管局：都市整備局）

- ・本事業は、防災性の向上及び駅周辺の交通の円滑化など、事業実施の必要性が極めて高く、連立事業とも緊密に連携し、重点的に事業進捗を図る必要があることから、評価は「事業継続（A）」とする。
- ・平成 30 年度には地区東エリアの都市計画道路淡路駅前線の完成、高架切替後に地区西エリアのまちの整備を行い、平成 32 年度の換地処分を目指し、引き続き連続立体交差事業と連携し、事業の効率的実施を図っていく。

■港湾整備事業

事業番号9 南港東地区国際物流ターミナル整備事業 (所管局：港湾局)

- ・本事業は、大阪港における水深13mを有する唯一の外貿一般貨物埠頭として国際物流の効率化に資するものであるが、当面は国が実施する岸壁整備の事業進捗にあわせた限定的な事業実施にとどまるため、事業継続（C）とする。
- ・国は、直轄事業として、平成 28 年度の暫定供用をめざして進めている国際コンテナ戦略港湾の施設整備（夢洲 C12 延伸・主航路浚渫等）に続いて、岸壁整備の促進を図る予定であり、本市としても、国直轄事業の進捗を踏まえて埠頭用地の整備を進めていく。

■都市再生整備事業

事業番号10 咲洲コスモスクエア地区ペDESTリアンデッキ整備事業 (所管局：港湾局)

- ・本事業は、これまで、整備計画ルート（西ルート）上の土地所有者の開発計画が具体化されなかったため本市施工のペDESTリアンデッキ整備が遅延となっていたが、整備計画ルート上の土地を含む咲洲コスモスクエア地区複合一体開発や結婚式場といった具体的な開発計画が見込まれており、未利用地の減少とともにペDESTリアンデッキ整備計画の進捗も見込まれている。また、依然として、トレーラー等物流動線と歩行者動線が一部輻輳していることから、歩行者の安全性及び快適性の確保のため、ペDESTリアンデッキを整備する必要があることから、本事業は「事業継続（B）」とする。
- ・本事業については、整備計画ルート上の土地の開発に合わせて実施するとし、平成 29 年度での完了に向けて事業を実施する。